

独立行政法人航空大学校中期目標

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送を確保することを目的とする機関である。その運営にあたっては、自律性、自発性及び透明性を備え、業務をより効率的・効果的に行うという独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえつつ、今後、大量退職や空港拡張等に伴うパイロット需要増の本格化が想定されていることに鑑み、本中期目標に従って、「質の高い航空従事者の長期的かつ安定的な確保」という国の政策目標における大学校が担う役割として、基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実・強化を図ることにより、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献する等国土交通政策に係る大学校の任務を的確に遂行するものとする。

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育に係るコスト構造の明確化を図るとともに、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

（1）組織運営の効率化

乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、教育業務全般の精査・見直しを行い、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた組織のスリム化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、効率化を図ること。

（2）人材の活用

乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、本中期目標期間より非公務員型の独立行政法人へ移行することを踏まえ、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

（3）業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

教育・訓練業務の効率化を図るため、現行の養成期間（2年間）を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。

③ 一般管理費の縮減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制すること。

④ 業務経費の削減

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制すること。

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦者を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。

① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、乗員養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

② 操縦技量の一層の平準化を図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

③ 乗員養成に係る教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

④ 教育機材及び教育施設等の充実を図ること。

⑤ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名（ただし、平成18年度入学の養成学生数は54名）とする。また、資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

（2）航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、大学校においても以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

- ① 安全最優先の意識を徹底するとともに、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施するための方法を拡充すること。
- ② 訓練機の運航に直接関係する部門（整備委託先等を含む）に対する安全監査を定期的に実施すること。
- ③ 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。
- ④ 役職員の安全意識の向上を図るために外部講師等による安全教育を実施すること。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、安全情報の周知・徹底等を図るための活動を推進すること。

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。
- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

（4）成果の活用・普及

- ① 大学校がこれまで培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図ること。
- ② 航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

（5）企画調整機能の拡充

事業運営における一層の効率化を推進するとともに、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充

実等を図るため、企画調整機能の拡充を図ること。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 業務の効率化に向けた予算の策定

運営費交付金を充当して行う事業については、「2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について 配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(2) 人件費削減の取り組み

① 人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うこと。

② 給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めること。

5. その他業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(2) 人事に関する計画

業務の見直し及び民間委託等を活用した効率化と共に「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた取り組み推進し、職員数の削減に努めること。